

第 2 次笠間市農林業振興基本計画 (案)

2018 年 3 月

笠 間 市

はじめに

(市長あいさつ)

※後日追加

2018 年 3 月

第2次笠間市農林業振興基本計画 目次

第1章 農林業振興基本計画策定の趣旨	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 農林業振興基本計画の位置付け	1
1-3 国・県の制度や笠間市の各種計画との関連	2
1-4 計画期間	7
第2章 笠間市農林業の現状と課題	8
2-1 笠間市の概要	8
2-2 農林業の現状	8
2-2-1 農業生産基盤と農業の担い手	8
2-2-2 農業生産・販売	12
2-2-3 農林地・農村の保全	18
2-2-4 住民による地域農林資源の活用状況	21
2-3 主要な課題	24
第3章 笠間市農林業の将来	25
3-1 農林業の足腰を強くする ～農業生産を支える基盤の確立～	26
3-2 販売力を養う ～産地形成と販売力強化による持続的農業の振興～	26
3-3 空間をつくり育てる ～農地の保全・整備と森林育成～	26
3-4 強みを活かす ～地域資源の活用～	26
第4章 個別的重点施策	27
4-1 農林業の足腰を強くする ～農業生産を支える基盤の確立～	27
4-1-1 農地中間管理事業等による農地の集積・集約化の促進	27
4-1-2 新規就農者と地域の中心経営体の育成支援	27
4-1-3 第三者継承の推進	27
4-1-4 集落営農組織の法人化の促進	27
4-1-5 耕作放棄地の抑制活動支援	27
4-1-6 「道の駅」整備	28
4-1-7 森林組合を核とした林業の再生	28
4-2 販売力を養う ～産地形成と販売力強化による持続的農業の振興～	28
4-2-1 「日本一の栗産地」を目指した産地形成振興	28
4-2-2 環境保全型農業の推進	29
4-2-3 GAP 認証取得と販路拡大等支援	29
4-2-4 コメの需給調整（経営所得安定対策事業）	29
4-2-5 新規需要米	30
4-2-6 戦略的畜産経営の推進	30
4-2-7 6次産業化推進と「笠間アグリビジネスネットワーク協議会」の 活性化に向けた支援	30
4-2-8 農産品ブランド形成とPR強化、地産地消推進	30

4-2-9	学校給食への地場産農産物の活用	31
4-2-10	笠間市産の木材，林産物の販売促進	31
4-2-11	輸出促進の取組み	31
4-3	空間をつくり育てる ～農地の保全・整備と森林育成～	31
4-3-1	多面的機能の維持・発揮のための活動支援	31
4-3-2	農道・林道の維持管理及び整備	31
4-3-3	土地改良事業の推進	32
4-3-4	農業用施設の維持管理	32
4-3-5	森林整備	32
4-3-6	観光に資する田園・里山の景観保全	32
4-3-7	鳥獣被害防止活動	33
4-4	強みを活かす ～地域資源の活用～	33
4-4-1	市民農園「生き生き菜園はなさか」の運営	33
4-4-2	滞在型市民農園「笠間クラインガルテン」利用者の活動支援	33
4-4-3	定年帰農者の新規参入促進と営農活動への支援	34
4-4-4	学校教育における農業体験・学習の促進	34
4-4-5	市民の健康づくりや食育，福祉に資する農林業の展開	34
4-4-6	「笠間焼」・「稲田みかげ石」と連携した農林業の展開	34
第5章	計画の推進に向けて	35
5-1	施策評価による進行管理	35
	【資料編】	36
◆資料1	策定に向けた調査・ワークショップ	37
1-1	策定経過	37
1-2	ワークショップの開催	38
◆資料2	笠間市の概要	44
2-1	笠間市農業の概要	44
2-2	市内の営農実態マップ	45
2-3	笠間市の土地利用構想	51
2-4	笠間農業振興地域整備計画（土地利用計画図）	52
2-5	都市計画図（市街化区域と調整区域）	53
◆資料3	営農モデル	54
3-1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	54
3-2	新規就農者の営農モデル	69
◆資料4	笠間市の農林業振興に関するアンケート調査結果	71
○	農家に対するアンケート調査の結果	71
○	市民に対するアンケート調査の結果	101
○	森林組合員に対するアンケート調査の結果	128

第 1 章 農林業振興基本計画策定の趣旨

1-1 計画策定の趣旨

笠間市では、豊かな田園環境を背景とし、稲作を中心に、栗等の果樹や小菊をはじめとする花き、畜産や野菜など、多彩な農業が営まれています。また、市の総面積の約 4 割を占める林野では、家族経営を主とする林業が営まれている中で、2008 年に計画期間を 10 年とする農林業振興基本計画を策定し、農林業の振興に取り組んで参りました。

第 1 次計画（2008 年度～2017 年度）では、「迎農！遊農！芸農！ークラフト田園都市かさま」を基本方針とした農林業振興施策を展開し、地区レベルでは、地域の農地や農業施設を住民が主体となって保全する「多面的機能支払交付金事業（旧農地・水保全管理支払交付金事業）」による活動が、数多くの地区で取組まれました。また、市内で生産される優れた農産物や加工品を「かさまの粹」として認証する制度も、広く活用されています。2018 年には、一般財団法人笠間市農業公社（以下：「市農業公社」とする）が設立され、農地集積、担い手育成、農業関係者と商工観光業者が連携したアグリビジネスの展開、都市農村交流などの活動に先導的な役割を果たしています。これらの活動は行政だけでなく、農林業、商工業、観光業などに携わる関係者や、地域住民の方々の協力によるものです。

しかし、笠間市の農林業は、農林業者の高齢化、担い手不足、米価下落等による農業収益の低下、生産環境の変化など、様々な問題を抱えています。近年では、イノシシ等による農業被害が増え、市内の森林環境の保全・整備を含めた農林地における総合的な鳥獣害対策が求められています。これらの様々な問題に対処し、笠間市の農林業振興を図っていくためには、行政、市民、関係組織の連携による新たな取組みが求められています。

こうした背景から、笠間市では 10 年間の市の農林業の将来像を描くことを目指し、第 2 次農林業振興基本計画を策定しました。計画策定にあたっては、市民、農家、商工関係者等の参加を得てワークショップを開催したほか、農林業関係者に対する聞き取り調査や、市民、農家、笠間西茨城森林組合（以下：「森林組合」とする）の組合員を対象としたアンケートを 2017 年秋に実施いたしております。

1-2 農林業振興基本計画の位置付け

本計画は、平成 20 年（2008 年）3 月に策定した「笠間市農林業振興基本計画」

の改定版にあたります。前計画では、「クラフト田園都市『かさま』」をコンセプトにかかげ、市に適した個性ある農林業の推進を目指し、これらを実現するための施策の方向性を明らかにし、計画に沿って、この10年間に様々な施策を実施してきました。

そのような中、農林業を巡る情勢は刻々と変わりつつあります。さらに、FTA^{*}、EPA^{**}、TPP^{***}など国際的な経済連携が進めば、その影響は計り知れません。本計画は、こうした情勢の変化に対応しつつ、今後10年間の農林業の将来像を描き表すものです。将来像の実現に向けて、すすめるべき振興施策、施策展開にむけた組織体制や役割分担などの中長期指針を示すマスタープランといえます。

本計画は本市の農林業に関する最上位計画であり、これまで本市で策定した総合計画、都市計画、産業振興等に関する各種個別計画における農業の位置づけや考え方とも整合性を図りつつ、農林業の振興を行っていきたいと考えております。

*FTA：Free Trade Agreement（自由貿易協定）の略。

**EPA：Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。

***TPP：Trans-Pacific Partnership（環太平洋パートナーシップ）の略。

1-3 国・県の制度や笠間市の各種計画との関連

◇「食料・農業・農村基本計画」

「食料・農業・農村基本法」に基づいて、2015年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」は、食料・農業・農村に関して、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めています。計画は情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされています。

同計画では、農業の構造改革や新たな需要の取込み等を通じて、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を進めつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪として、施策の改革を推進することとしています。

まず、食料の安定供給の確保のための施策として、食品に対する消費者の信頼確保、食育の推進、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組みを促進するとしています。農業の持続的な発展に関する施策としては、農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を求めています。また、農村の振興に関する施策として、農村全体の雇用の確保と所得の向上を求め、さらに観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流の戦略的な推進を図ることとしています。

◇「農林水産業・地域の活力創造プラン」

政府は 2013 年 12 月、農林水産業分野の成長戦略である「農林水産業・地域の活力創造プラン」を発表しました。2014 年 6 月に改訂された同プランでは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を目指すとし、具体的には、①需要フロンティアの拡大（国内外の需要拡大：輸出促進、地産地消、食育等の推進）、②需要と供給をつなぐバリューチェーン*の構築（農林水産物の付加価値向上：6 次産業化等の推進）、③生産現場の強化（農地中間管理事業の活用による農業の生産コスト削減等）、④多面的機能の維持・発揮（日本型直接支払制度の創設等）の取組みを掲げ、これらの 4 本の柱を軸に政策を再構築するとしています。

また、2016 年 11 月の改訂では、農林業の成長産業化がうたわれています。この中では林業について成長産業化を進めるとしたところに特徴があります。

2017 年 12 月の改訂では、農地制度の見直し、食品流通構造の改革、ジビエの活用等が追加されたほか、林業についての項目で、林業の成長産業化に加え、森林資源の適切な管理を進めるとしています。

*バリューチェーン：生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセスのこと

◇「森林・林業基本計画」

国の森林・林業施策の基本方針を定める「森林・林業基本計画」は、「森林・林業基本法」に基づき、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに変更することとされています。2016 年 5 月には、新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。

この基本計画では、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、需要面においては CLT*や非住宅分野等における新たな木材需要の創出と、供給面においては、主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとしています。

*CLT：Cross-Laminated-Timber（直交集成板：繊維方向が直交するように交互に張り合わせた木材）

◇「茨城農業改革大綱（2016～2020）」

茨城県では、2016 年度から 5 年間の農政の基本方針となる新たな「茨城農業改革大綱」を、2016 年 3 月に策定しました。「人と産地が輝く、信頼の『いばらきブランド』」をスローガンのもと、① 6 次産業化や輸出などに取り組む革新的な産地づくり、② 産地を支える強い経営体づくり、③ 畜産・水田農業の国際競

争力の強化，④地域資源を活用した中山間地域の活性化，⑤茨城をたべよう運動の推進，の5つを重点的取組みとして位置づけ，推進するとしています。

前回の大綱（2011-2015）から，新たな柱として「畜産・水田農業の国際競争力の強化」が加えられています。

◇「笠間市第2次総合計画将来ビジョンおよび施策アクションプラン」

市の最上位計画である「笠間市第2次総合計画将来ビジョン」は，2017～2026年を計画年度として，2017年3月に策定されました。第2次総合計画では，人口減少時代への「新たな挑戦」として，「人口減少抑制」と「地域経済活性化」に向けて，「交流人口拡大」を目指し，「安全・安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり」，「多様な産業が育ち，成長する活力あるまちづくり」，「人が集い，賑わう，多様な魅力あるまちづくり」の3つのまちづくりの基本方針を掲げました。また，その実現に向けた分野別の行政運営の方針や目標を示す，施策アクションプランが策定されており，この中で地場産品については「地域のブランド力で人をつなぐまち」を，農林業については「豊かな『農』の恵み実感できるまち」を，施策の目指す姿として掲げています。

◇「笠間市健康づくり計画」

「笠間市健康づくり計画」は，健康づくりの総合的な計画として，市全体で健康づくりにつながる仕組みや社会環境を整え，新たな市民の健康づくりの指針となるために策定されました。基本理念に「みんな元気に健康かさま」を掲げ，その実現に向けて，5つの基本目標と施策の方向を定めています。計画は，前期計画（2012年度～2016年度），後期計画（2017年度～2021年度）からなり，重要施策として，「健康増進計画」，「食育推進計画」，「母子保健計画」，「歯科保健計画」の4つの計画を掲げています。このうち，「食育推進計画」では，地産地消を推進し食文化継承を目指すことや，地場農産物振興拡大，子どもへの農業体験や食文化体験の推進に取り組むとしています。

◇「笠間市創生総合戦略」

「笠間市創生総合戦略」は，「まち・ひと・しごと創生法」に基づき，主に人口減少対策と地方創生に関する戦略づくりを目的として，2015年10月に策定されました。計画期間は2015年度から2019年度とされ，基本的な考え方として，①人口減少の抑制と「笠間らしさ」の確立，②「ひと・まち・もの」による都市モデルの確立，の2点を掲げており，農林業は，生涯をとおして，楽しみ，働くことができる成長性が高い産業の一つとなっています。

◇「笠間農業振興地域整備計画書」

「農業振興地域整備計画」は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために市町村が定める総合的な農業振興の計画です。笠間市では、2015 年 1 月に「笠間農業振興地域整備計画書」を策定し、優良農地を確保・保全するための農用地利用計画、農業生産基盤や森林の整備などの方向性を定めています。

◇「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域において育成すべき農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標等を総合的に定めたものです。笠間市では、茨城県における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（平成 28 年 4 月 1 日付）の見直しに伴い、2016 年 9 月に基本的な構想を策定しました。

◇「笠間市森林整備計画書」

「笠間市森林整備計画書」は、2015 年 4 月から 2025 年 3 月を計画期間とし、森林整備と森林施業の合理化に関する基本方針、森林の保護、森林の保健機能の増進などについて定めたものです。この計画では、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割、集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全を行うとしています。そして、今後主伐期を迎える林分の間伐を計画的に推進し、森林施業の共同化、森林後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進するとしています。

◇「笠間市観光振興基本計画」

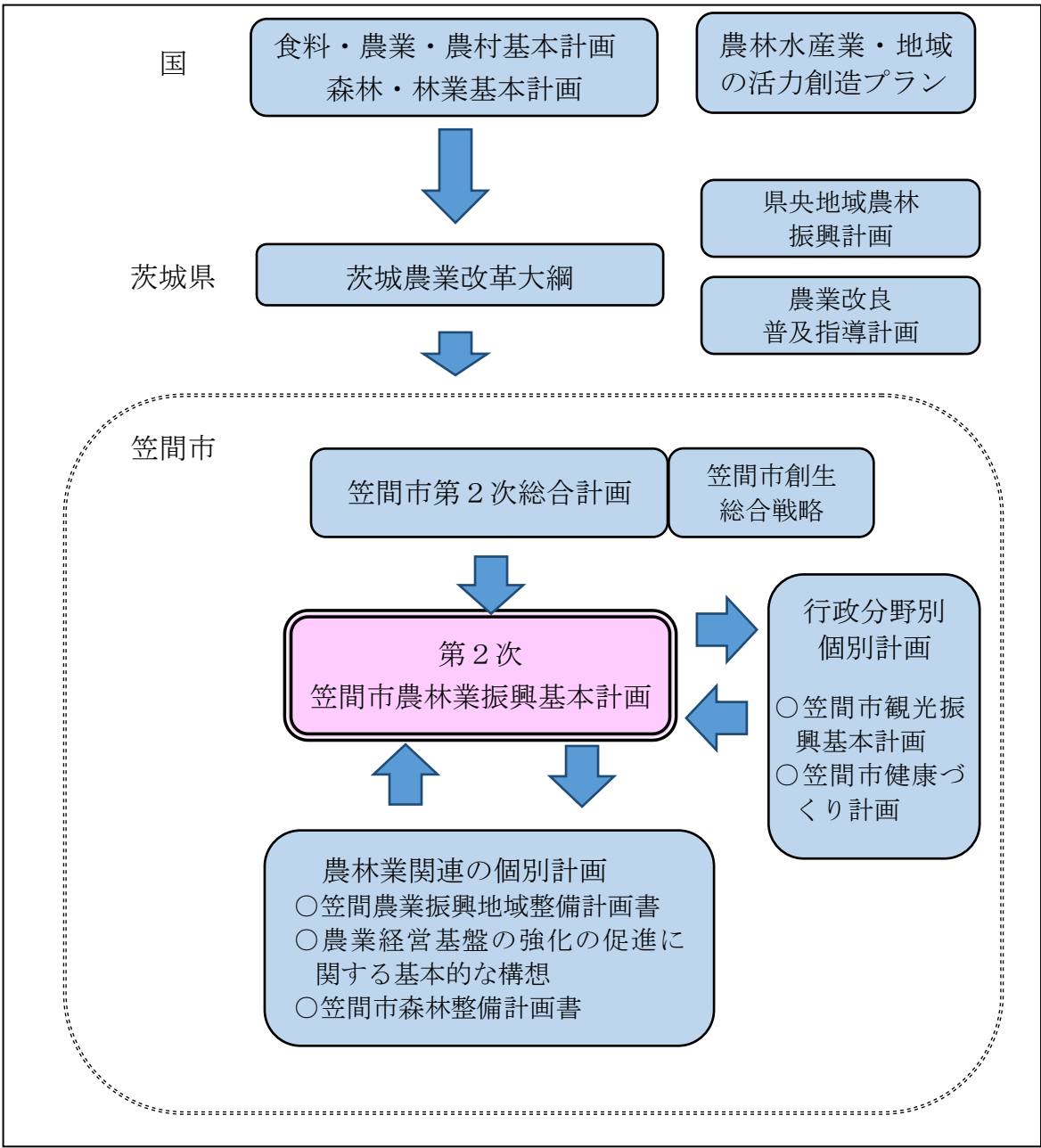
「笠間市観光振興基本計画」は、観光部門の基本計画として、笠間市が有する自然・歴史・芸術・文化など地域の豊富な観光資源を戦略的に結びつけ、笠間市の魅力を高め、国内外の観光需要を笠間市に取り込むために策定しているものです。

第 1 次計画は、笠間市の合併を契機として、2008 年度に初めて策定され、基本理念を「文化交流都市・笠間」とし、2017 年度までの 10 年間、農商工連携やグリーン・ツーリズム、広域交流による観光振興などに重点を置いて進められてきました。

この間、笠間市の観光を取り巻く環境は大きく変化しており、2018 年度からの第 2 次計画では、2022 年度までの 5 年間と計画期間を短くし、インバウンド

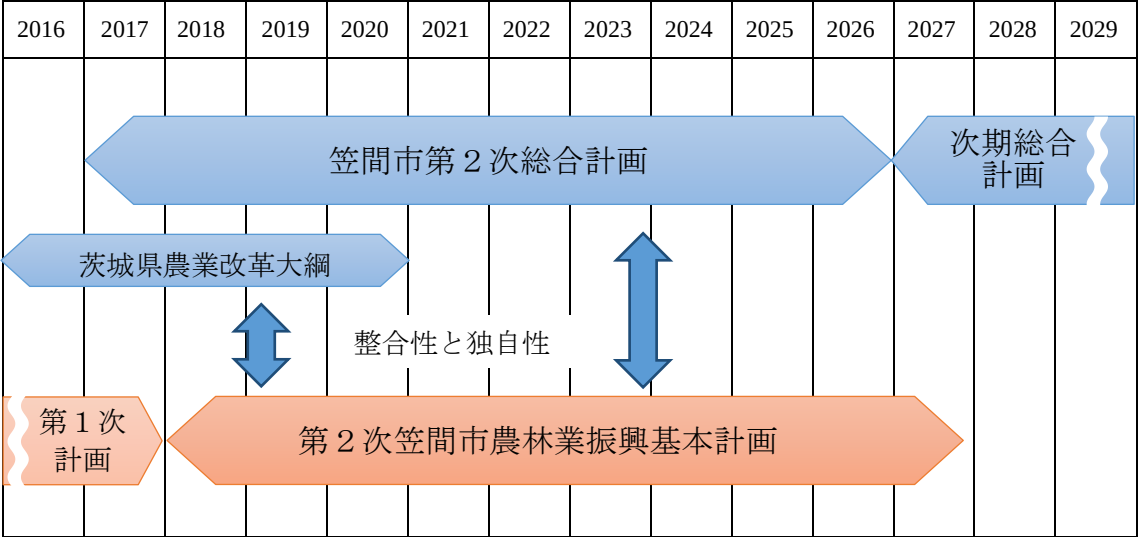
への対応や観光ニーズに合致した情報発信・人材育成などに重点を置いて、「笠間らしい魅力あふれる創造性豊かな観光のまち」を目指すこととしています。

国・県、笠間市の各計画との関連性



1-4 計画期間

本計画の期間は、10 年間（2018 年度から 2027 年度）とします。上位計画との整合性を図りつつ、市の独自性を打ち出します。



かさま新栗まつり



多面的機能支払活動による農村環境保全

第2章 笠間市農林業の現状と課題

2-1 笠間市の概要

本市は、都心まで約110km、茨城県のほぼ中央に位置しています。

市域北西部は八溝山系の山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など豊かな自然環境を有しており、南東部にかけて広がる台地に市街地や農業地域が形成されています。また涸沼川が北西から東部に貫流し、肥沃な田畑が形成されています。

気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い太平洋型の気候で、平均気温は14.1℃、年間降水量は1,417mmとなっています。地質は、関東ローム層とよばれている洪新世の火山灰層が広がり、丘陵地帯では、中・古生代の硬岩が見られ、土壌は褐色森林土が分布し、スギ及びヒノキの造林適地となっています。

交通網は、南北に常磐自動車道、東西に北関東自動車道が通り、市内に4つのインターチェンジを有しています。さらに、東京圏・県庁所在地水戸市と結ぶJR常磐線、栃木方面と結ぶJR水戸線が市域を通り、2線の分岐点となる友部駅をはじめ市域に6つの駅を有しています。本市は広域的な交流・連携が可能となる道路・交通網を有しているといえます。

本市は、2006年3月に1市2町（旧笠間市、旧友部町、旧岩間町）が合併し、現在の市域になりました。

笠間地区（旧笠間市）は、歴史を生かした観光産業、稲田みかげ石や笠間焼など地場産業による観光・芸術文化のまちとして発展してきました。

友部地区（旧友部町）は、常磐線・水戸線が分岐する交通の要衝として通勤・通学の利便性が高く、住宅地の開発が進み、医療・福祉施設が充実した福祉のまちとして発展してきました。

岩間地区（旧岩間町）は、愛宕山に代表される自然環境や歴史的資源、果樹をはじめとする農業、岩間インターチェンジ周辺の企業立地など産業のまちとして発展してきました。

2-2 農林業の現状

2-2-1 農業生産基盤と農業の担い手

1) 担い手減少・高齢化

全国の傾向と同様、本市でも担い手の減少・高齢化が進行しています。農林業センサスによると本市の2015年の農家^{*}数、販売農家^{**}数はそれぞれ3,859戸、2,580戸で、2005年からの10年間にそれぞれ17%、25%減少しました。また、農業従事者^{***}および農業就業人口^{****}の高齢化も進んできています。農林業センサスによると2015年の本市の販売農家の農業就業人口の平均年齢は70.1歳、65歳以上の割合は69%、60歳以上の割合は83%にも達しています。

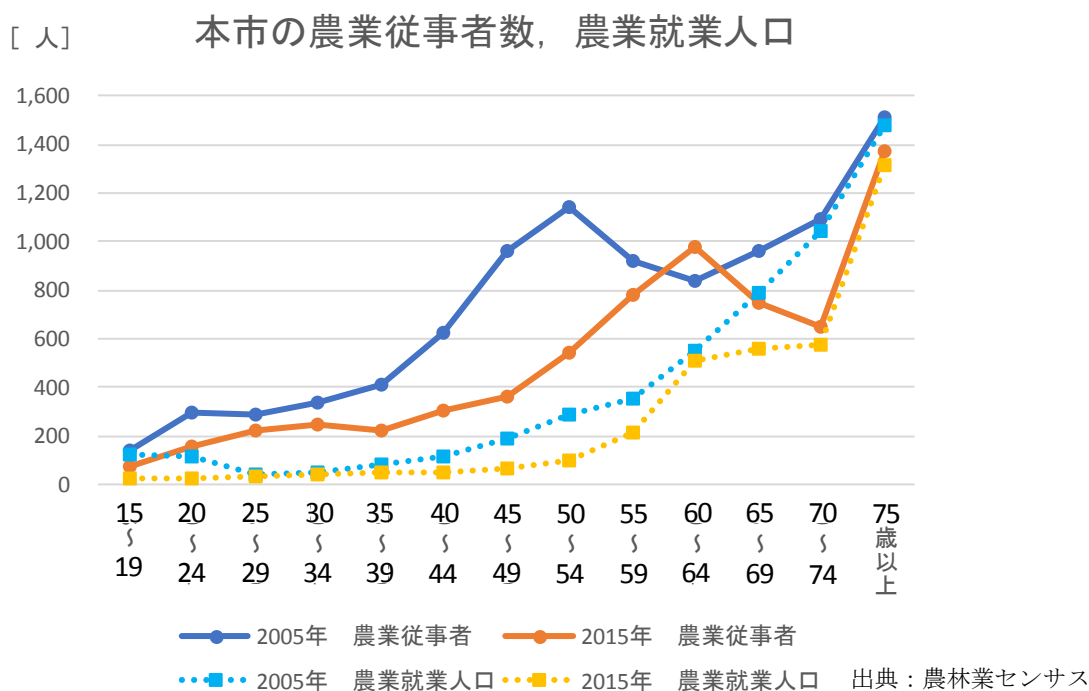
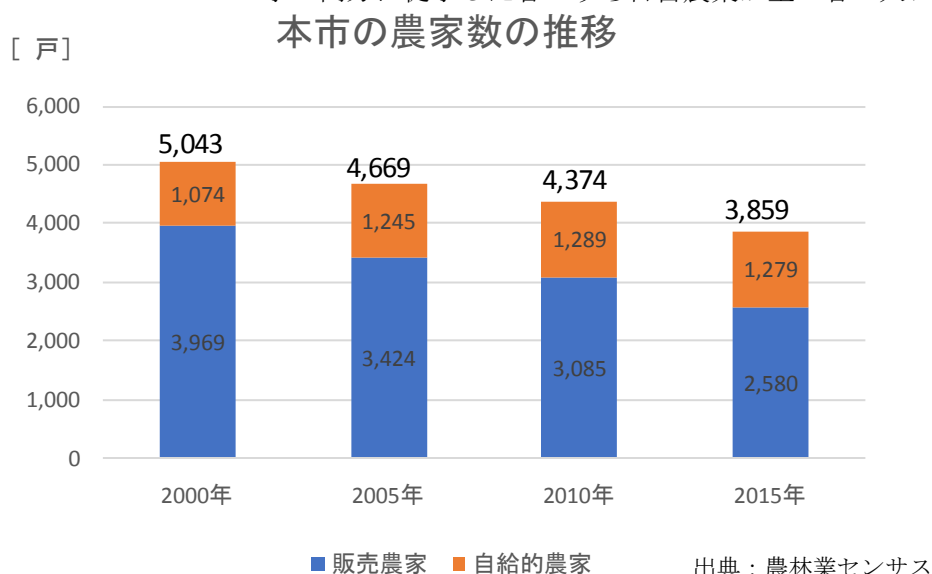
さらに、2017 年に実施した農家アンケートによれば、「あなたの家には農業後継者がいますか」の問いに対し、「いる」とした回答は 18%、「いない」とした回答が 51%、「現時点では未定」とした回答が 32%にのぼり、現状で後継者が決まっていない農家は全体の 83%を占め（P. 76 アンケート参照）、担い手となる農業後継者の不足が浮き彫りとなっています。

*農家：経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、年間農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯。

**販売農家：経営耕地面積が 30 a 以上又は年間農産物販売金額が 50 万円以上の農家。

***農業従事者：15 歳以上の世帯員のうち自営農業に従事した者。

****農業就業人口：農業従事者のうち自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口。

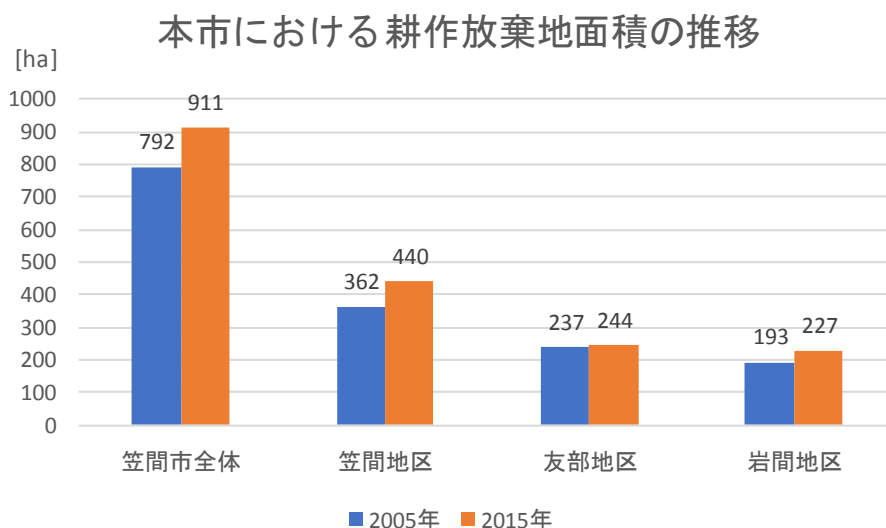


2) 耕作放棄地の増加

全国の傾向と同様、担い手不足・高齢化を背景に、本市でも耕作放棄地が増加しています。農林業センサスによると、本市の2015年の耕作放棄地面積は911haであり、2005年(792ha)から15%増加しています。耕作放棄地面積率(耕作放棄地面積/(経営耕地面積+耕作放棄地面積))でみても、2015年は約19%となっており、2005年の15%から4ポイント増加しています。2017年に実施した農家アンケートでも、放任農地がある農家が回答農家の47%を占める結果となっています(P.80 アンケート参照)。

地区別に2015年の耕作放棄地面積率をみると、笠間地区23%、友部地区16%、岩間地区17%となっており、本市のなかでは、傾斜地域を抱えた笠間地区の耕作放棄が相対的に進行しています。

また、友部地区の平地部を中心として、住宅との混住化が進んだ地区では、栗畑の生産環境の悪化がみられ、今後の耕作放棄が危惧されます。



出典：農林業センサス

3) 新規就農者の状況と取組み状況

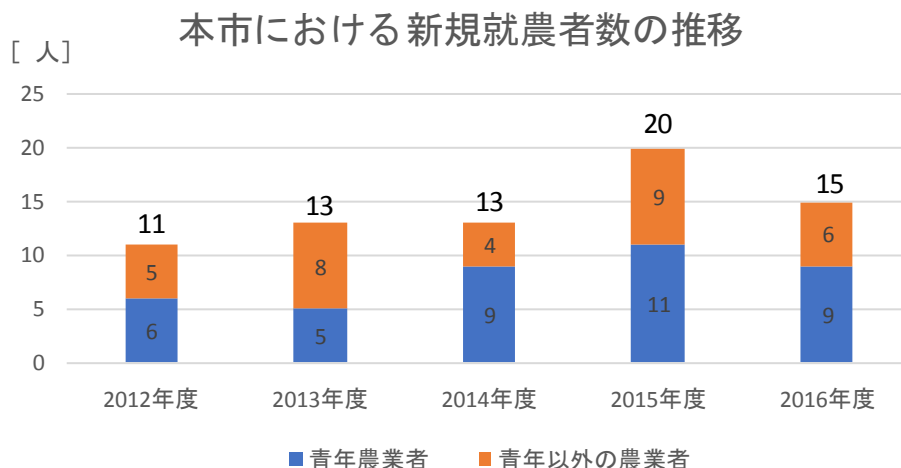
市内の新規就農者の実績は、2012～2016年の5年間の平均で年14.4名、うち青年農業者が年8人となっています(茨城県県央農林事務所笠間地域農業改良普及センター(以下:「普及センター」とする)「平成29年度農業改良普及指導計画書」による)。普及センター管内(笠間市及び城里町)では、青年農業者の新規就農の年間目標人数を13名としており、現状はそれをやや下回っています。新規就農者の掘り起こし、確保には一層の取組みが求められます。

市の取組みといたしましては、新規就農希望者に笠間市を知ってもらうため、東京及び県内各地で開催する就農相談会に積極的に参加するほか、県の農場見学会を誘致し、笠間市に訪れる機会を設けました。

また、就農のための研修助成や、就農直後の農業用機械、施設の導入支援など笠間市独自の補助事業を設け、新規就農者の営農定着を図っています。

そのほか、農業後継者や就農後間もない新規参入就農者のための経営塾と

して、市農業公社が「かさま農業経営アカデミー」を開講し、若手農業者の育成に取り組んでいます。



注) 青年農業者の定義は2014年度までは39歳以下、2015年度以降は45歳未満

出典：茨城県県央農林事務所笠間地域農業改良普及センター
「平成 29 年度農業改良普及指導計画書」

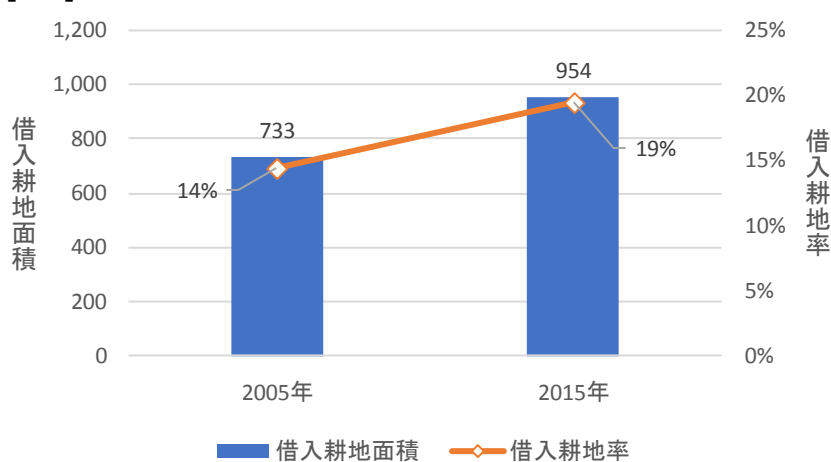
4) 農地集積による大規模経営の形成と集落営農組織化の状況

前述したように農家数の減少により、本市における農地の流動化は貸借を中心に徐々に進展しています。農林業センサスによると、2015 年の経営耕地に占める借入耕地率は 20.4%であり、2005 年の借入耕地率（13.7%）と比較すると、10 年間で 6.7 ポイント増加しました。しかしながら、本市の担い手への農地集積率（16.5%、2016 年）は県平均（26.6%）より低くなっています。農林業センサスによると、2015 年の経営耕地 5ha 以上、10ha 以上の農業経営体数はそれぞれ 91 経営体（全農業経営体に対する構成比 3%）、27 経営体（同 1%）と、本市における大規模経営はまだ点的な存在に過ぎない状況です。このため、集落営農による小・中規模農家の組織化の取組みも重要となります。

本市の集落営農組織数は法人化した 3 法人と任意団体の 4 組織で、農地集積の担い手がない地域では、今後も集落営農組織化の取組みを進めていく必要があります。

このような背景から、本市では、農地の集積・集約化を進めるべく、農地中間管理機構と協力し、農地中間管理事業に積極的に取り組んでいます。同事業の取組みは、市農業公社を中心として、2015 年度は 8 地区で約 206ha、2016 年度には新たに 6 地区増え約 108ha、2017 年度にはさらに 3 地区増え、約 133ha、合計で約 447ha の農地を集積しました。

本市の借入耕地面積， 借入耕地率の変化



出典：農林業センサス

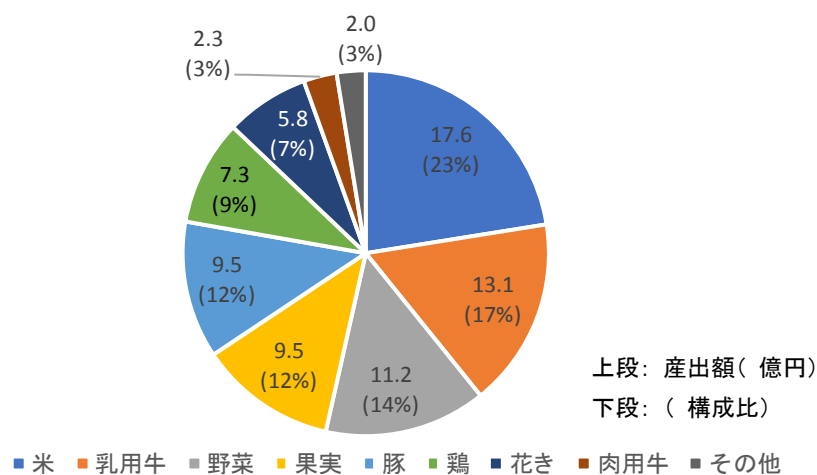
2-2-2 農業生産・販売

1) 市内農業生産の概況

2015 年の本市の全農業産出額は 78.3 億円で県内第 21 位です。温暖な気候や豊富な水，肥沃な大地など，栽培条件に恵まれており，本市では多種多様な作物が生産されています。米を中心に，栗をはじめとした果樹，多種多様な露地野菜・施設野菜，小菊をはじめとした花きなどの耕種農業*が展開しているほか，酪農・肉用牛などの畜産農業も行われています。しかしながら，多種多様な農産物が生産されていることの反面，本市には，柱となる農産物が少ない状況にあります。

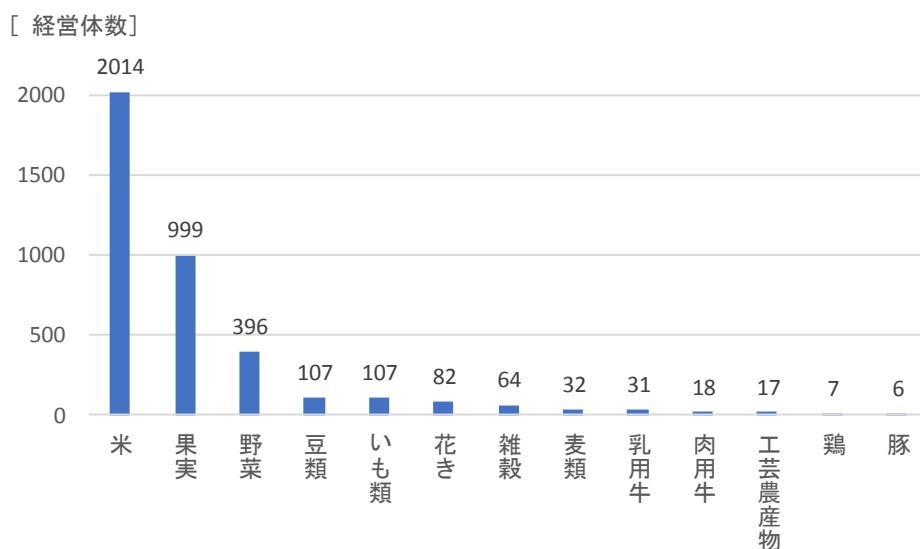
*耕種農業…土を耕し作物を育てる農業。

本市における部門別農業産出額(2015年)



出典：「平成 27 年市町村別農業産出額（推計）」

本市における部門別農業経営体数（2015年）



注）鶏は、鶏卵経営体5、ブロイラー経営体2の合計。

出典：農林業センサス

2) 「日本一の栗産地」の状況

本市は、全国一の栗栽培面積（2005年合併時の作付面積820ha：作物統計，2015年の農業経営体による販売目的の栽培面積564ha：農林業センサス）を誇り、多様な栗品種が生産されています。本市における2015年の販売目的の栗栽培を行っている農業経営体（910経営体）は、全農業経営体の35%を占めています。栗栽培面積だけでなく、栗栽培を行っている農業経営体数も全国一となっています。

JA常陸では、予冷库、冷蔵庫、冷凍庫の整備や品種別出荷を行い、栗の品質保持と販売単価の向上に取り組んでいます。また、担い手不足・高齢化を背景に、傾斜地を中心に管理が行き届かなくなった栗畑の荒廃化が進行しているため、市農業公社が、2016年度から栗畑の整備・管理・生産受託事業を開始しています。

くり栽培面積全国市町村ランキング（2015年）

1 茨城県 笠間市	564 ha
2 茨城県 かすみがうら市	468 ha
3 熊本県 山鹿市	326 ha
4 茨城県 石岡市	276 ha
5 茨城県 小美玉市	259 ha
6 愛媛県 内子町	225 ha
7 茨城県 茨城町	222 ha
8 愛媛県 大洲市	210 ha
9 宮崎県 小林市	139 ha
10 愛媛県 西予市	127 ha

くり経営体数全国市町村ランキング（2015年）

1 茨城県 笠間市	910 経営体
2 熊本県 山鹿市	678 経営体
3 茨城県 石岡市	494 経営体
4 茨城県 かすみがうら市	466 経営体
5 愛媛県 大洲市	423 経営体
6 茨城県 小美玉市	404 経営体
7 愛媛県 内子町	386 経営体
8 愛媛県 伊予市	362 経営体
9 愛媛県 西予市	337 経営体
10 茨城県 茨城町	299 経営体

出典：農林業センサス



JA 常陸の栗の冷凍庫



市農業公社による栗畑の受託事業

3) 米の生産・販売状況

多種多様な作物を生産している本市ですが，市内農業者の多くは米主体の農業を営んでいます。2015 年の本市の農業経営体（2,615 経営体）のうち，稲作部門がある経営体（2,014 経営体）は 77%，稲作の農産物販売金額が 1 位の農業経営体（1,557 経営体）は 60%を占めています。また，2015 年の米の産出額（17.6 億円）は本市の農業部門のなかで 1 位であり，本市の農業産出額の 23%を占めています。

平成 30 年（2018 年）産米から，国による都道府県別の生産数量目標の設定が取り止められ，米の生産調整は，産地・生産者団体による主体的・自主的な取組みに移行します。また，同年産米の生産から，経営所得安定対策の米の直接支払交付金事業（7,500 円／10a）が廃止されます。

稲作農家の主たる販路は，旧来からの JA 常陸を通じた販売委託ですが，民間業者へ販売している農家も一定割合を占めています。一部の大規模農家では，有機栽培米や減農薬栽培米などの高付加価値米の生産とセットで，消費者への直接販売の取組みに力を入れています。その一方で，自家消費米・縁故米や知人への販売分のみの生産を行っている小規模・自給的農家も多く存在しています。

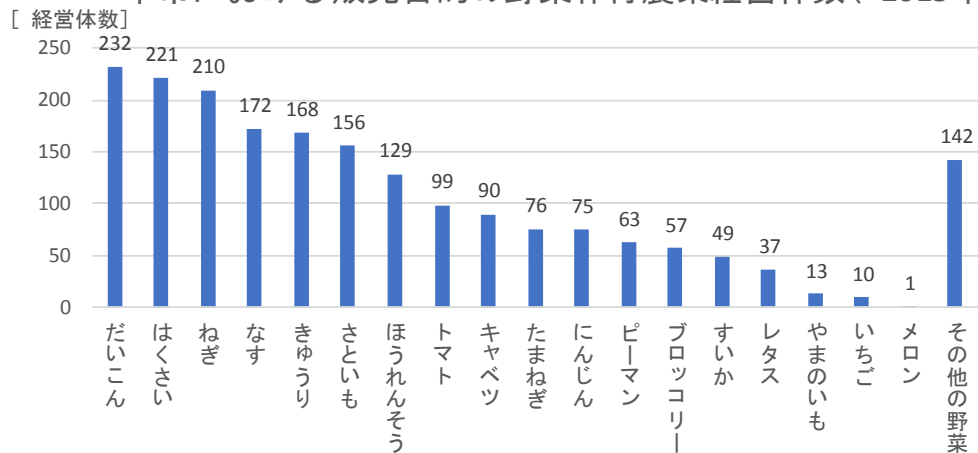
2017 年に実施した市民アンケートによると，「笠間市産の農産物を購入していますか」の問いに対し，野菜については「購入していない」とする回答がわずか 7%ですが，米については 45%にものぼります（アンケート参照）。地元産米の地元での販売促進は，大きな課題となっています。

4) 野菜・花きの生産・販売状況

2015 年の本市における野菜の産出額は 11.2 億円，花きの産出額は 5.8 億円と，農業産出額合計のそれぞれ 14%，7.4%を占めています。野菜部門のある農業経営体（396 経営体）は，全農業経営体の 15%を占めています。

本市の野菜の生産品目をみると，だいこん，はくさい，ねぎ，なす，きゅうり，さといも，ほうれんそうが，販売目的の作付経営体数が 100 経営体を超える主たる生産品目といえますが，これ以外の生産品目も多く，多品目の野菜が生産されている状況といえます。このような多品目の野菜生産が，後述する直売所の品揃えを支えています。

本市における販売目的の野菜作付農業経営体数（2015年）



出典：農林業センサス

花きについては、銘柄産地として小菊の生産が盛んであり、市場で高い評価を得るとともに、直売所でも販売されています。お彼岸やお盆の時期には、直売所に大量の小菊が並び、突出した売り上げを伸ばしています。

5) 銘柄産地と銘柄推進産地

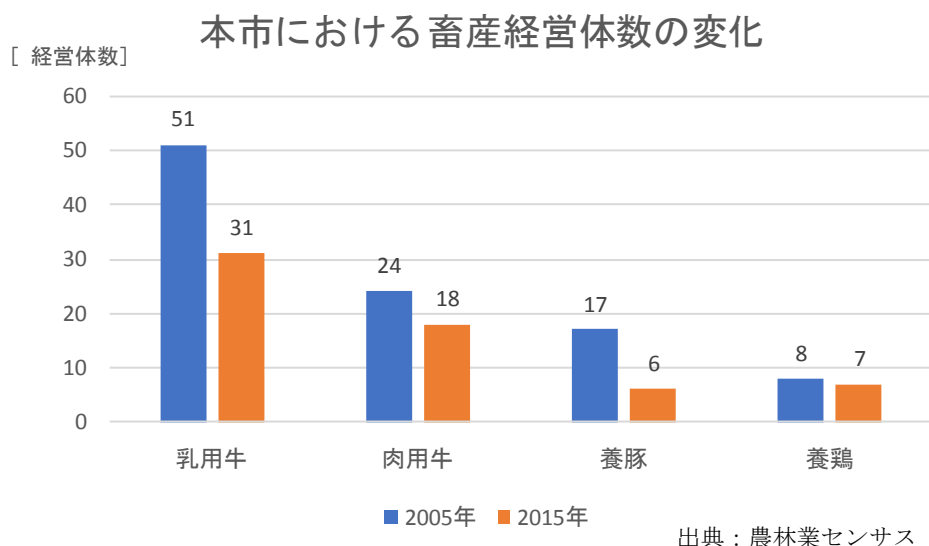
銘柄産地とは、一定品質の青果物の安定供給ができる生産・販売体制を持つ農業協同組合や任意の出荷組織と生産地を、銘柄産地として茨城県が指定することにより、競争力のある産地の育成や園芸の振興・活性化を総合的に推進しようとする制度です。指定の条件としては、①いばらき農産物ネットカタログへ掲載されていること、②市場販売額が概ね1億円以上であること、③対象品目の月別単価が、概ね東京都中央卸売市場の月別単価を上回っていること、が挙げられています。銘柄産地の指定条件を満たさない場合でも、一定の条件を満たせば銘柄推進産地として指定されることもあります。

笠間市では、小菊が花き銘柄産地として、1993年から指定されており、6度の更新をしています。また、花き銘柄推進産地としてハナショウブ、青果物銘柄推進産地として栗、梨が、それぞれ指定されています。今後は、これらの産地の育成、拡大を図るとともに広報活動にも取り組み、知名度向上を目指します。

6) 畜産の状況

本市では、耕種農業だけではなく、酪農、肉用牛、養豚、養鶏などの畜産農業も行われています。2015年の本市の畜産の農業産出額（32.3億円）は、本市の全農業産出額の41%を占めており、畜産は本市の重要な農業部門です。農林業センサスによると、2015年の家畜飼養経営体数は、乳用牛31経営体、肉用牛18経営体、養豚6経営体、養鶏（採卵鶏・ブロイラー飼養経営体の合計）7経営体となっています。2005年（乳用牛51経営体、肉用牛24経営体、養豚17経営体、養鶏8経営体）と比較すると、10年間で酪農・肉用牛・養豚経営体数は減少傾向にあります。

肉用牛は、常陸牛ブランドとして販売されているものもあり、生産物は、地元レストランでも取り扱われています。また、畜産農家のなかには、家畜排せつ物を堆肥化し、耕種農家の農地への散布受託や流通販売を行っている耕畜連携の事例もあります。今後も畜産を本市農業を構成する重要な一部門として継続・発展させることが望まれます。



7) 地産地消・直売所での販売状況（みどりの風等）

本市には、JA 常陸が運営する直売所「みどりの風」、「土からのたより」、「めばえ」や、笠間クラインガルテン農産物直売所など、市内 10 ヶ所に直売所があります。このうち、「みどりの風」は、年間総販売額が 3 億円を超え、本市直売所の中核的な存在となっています。しかし、店舗スペースや駐車スペースが手狭となりつつあり、新たに建設される道の駅への移転を検討しています。

また、2017 年に実施した市民アンケートによれば、「笠間市産の農産物を購入する場合、主にどこで購入しますか」の問いに対し、「直売所」とした回答が 69%のほか、「スーパーの笠間市産コーナー」が 63%となっており（アンケート参照）、スーパーの笠間市産コーナーも直売所と同程度、地元産野菜購入の場として認知されています。今後、直売所の販売力強化と地産地消の核としての拠点化を図るとともに、スーパーでの地元野菜販売の強化にも取り組む必要があります。

8) 地産地消・地元飲食店での利用状況

本市では、生産者や加工業者及び飲食店など、2017 年現在で 67 名からなる「笠間アグリビジネスネットワーク協議会」が組織されています。同協議会は、農商観連携によるアグリビジネスを展開するために 2013 年に発足し、地産地消の推進や地域ブランド化などに関わる様々な活動に取り組んでいます。

同協議会会員で地場産品を使用している飲食店では、地産地消協力店のぼりやタペストリーを設置しています。今後、同協議会を軸に地場産品を使用す

る飲食店の拡大と、飲食店に需要のある農産物や加工品の開発と安定的な供給体制の整備に取り組む必要があります。

9) 6次産業化・ブランド化の取り組み状況

本市では、市内で生産される優れた農産物や加工品を「かさまの粹」として、「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証する制度を設け、ブランド化に取り組んでおり、特産である栗とその加工品を中心に、認証品目が増えつつあります。今後、現在認証品が増加する中、販売戦略をたて、「かさまの粹」の認証者の意識を向上させる必要があります。また、「かさまの粹」の中でも認証品の差別化を行い、PR や販売を強化していくことが求められます。



地産地消協力店のぼり



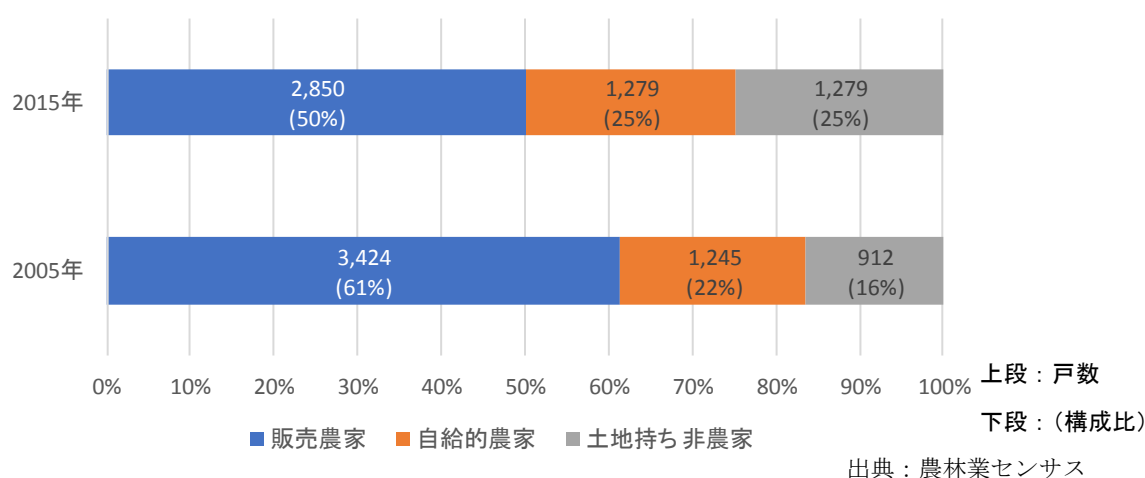
「かさまの粹」認証農産品

2-2-3 農林地・農村の保全

1) 担い手不足・高齢化による農地・農業用施設の維持管理の困難性

担い手不足・高齢化が進行し、前述した貸借による農地流動化の進展とともに、農地所有者に占める土地持ち非農家と、農産物販売額が小さい自給的農家の割合が増加しています。農林業センサスによると、本市の2015年の土地持ち非農家数、自給的農家数（いずれも1,279戸）が、農地所有世帯数（農家数＋土地持ち非農家数、5,138戸）に占める割合はいずれも25%であり、地域の農地所有世帯のほぼ半数を構成している状況となっています。

本市における農家・土地持ち非農家の構成変化



このため、農地・農業水利施設の維持管理が困難になってきています。農家のリタイア時に、耕作条件の悪い農地については、借り手がみつからず耕作を放棄されるケースが出てきています。また、農業用水利施設の維持管理の面では、これまで農家の持ち回りで行ってきた用水機場の操作員の仕事が土地持ち非農家に敬遠され、その他地域の農業関係の役職も含めて、一部の担い手に集中し、大きな負担となっている状況も生まれてきています。

2) 多面的機能支払交付金事業・中山間地域等直接支払交付金事業による取り組み

本市では、2017年度現在、多面的機能支払交付金事業（38組織）、中山間地域等直接支払交付金事業（2集落協定）が取り組まれており、農業者を中心に土地持ち非農家も含めた地域住民による、用排水路等農業水利施設の維持管理や、農地の耕作・保全管理に関する活動が維持されています。しかし、活動の担い手の不足・高齢化が進み、非農家を含めた活動の担い手の確保が必要となっています。

3) 栗畑の荒廃化と市農業公社の農作業受託事業等の取り組み

前述したように、本市の耕作放棄地は増加していますが、なかでも山間部を中心に、所有者が管理できなくなった栗畑の荒廃化が深刻です。市ではこ

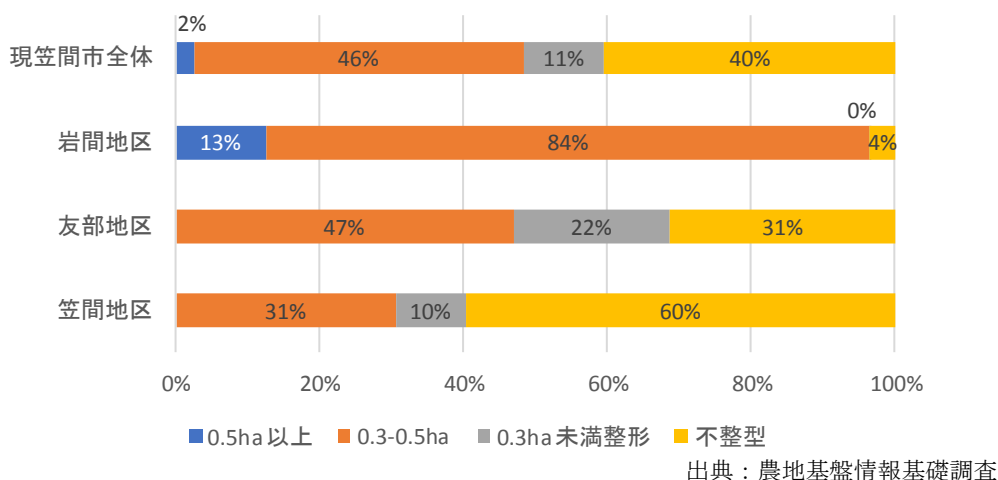
の問題に対処するため、市農業公社への委託により、「遊休農地等を活用した笠間の栗生産拡大事業」の農作業受委託事業を行っています。本事業の内容は、貸出希望農地から一定規模以上の農地を抽出し、地権者との貸借協議を実施するとともに、必要に応じて伐採・整地などのほ場整備、植栽を実施するほか、草刈、せん定作業等ほ場の保全活動を行うものです。2018 年 1 月現在の本事業の実績は 14.5ha となっています。

4) 基盤整備の状況

本市の田の基盤整備率（30a 以上区画の田の比率）は、2001 年時点で 50% 弱であり（農地基盤情報基礎調査）、今後も基盤整備を進めていく必要があります。地区別にみると、平場の岩間地区では最も整備がすすみ、田の基盤整備率が 9 割を超えている一方、比較的多くの傾斜地域を抱える笠間地区では整備が遅れ、不整型田が田の過半を超えている状況にあります。担い手が減少している今、地域の農地の荒廃化を防ぎ、持続的に保全する手段としても、基盤整備は重要な方策となります。

現在本市では、複数の地区で県営ほ場整備事業を実施し、50a・1ha の大区画ほ場の整備を含め、未整備農地の基盤整備を着実に進めてきています。

本市における田の整備状況（2001年）



5) 鳥獣被害の状況と取組み状況

本市でも、近年、中山間部を中心にイノシシ等による農産物被害が急増しています。これに対して、本市では、2008 年に笠間市鳥獣害対策協議会を設立し、笠間市鳥獣被害対策実施隊を組織して、国の助成制度を活用しながら有害鳥獣の駆除を含めた鳥獣被害対策を実施しています。また、多面的機能直接支払交付金事業や県・市の補助事業を活用し、地元の活動組織が主体となって防護柵設置の取組みが行われている地区もあります。

しかし、市内の農業被害額は増加傾向にあり、2017 年に実施した市民アンケートによれば、森林の管理状況に対して、約 4 割の回答者が「イノシシなどの鳥獣害が心配」と危惧しています。こうした状況に対し、地元の住民、

農業者，林業者を含めた地域ぐるみによる鳥獣害対策が求められます。



笠間市鳥獣被害対策実施隊



電気柵による水田のイノシシ対策

6) 林業の状況

林業は，国産材の価格低迷により，全国的に厳しい経営環境に置かれています。本市は，10,047ha の林野面積を有し，林業経営体数は 171 経営体あり（2015 年農林業センサス），市の総面積に対する林野面積割合は，約 4 割を占めます。林業は，本市の重要な地場産業であるとともに，国土保全や保健・休養などの森林の有する多面的機能の発揮に貴重な地域資源といえます。市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源として「森林環境税（仮称）」の創設が検討され，2018 年度税制改正において結論が得られる見通しであることから（2017 年度与党税制改正大綱），今後一層の持続的な林業経営の確立と森林の適正な管理が求められます。

しかし，市内の森林組合員に対して 2017 年に実施したアンケートによれば，回答者の約 6 割が「林業経営は行っていない（山林は放置している）」としており，また，所有する山林のうちの荒廃面積が 5 割から全部とする回答が約 5 割にのぼっています（P.134 アンケート参照）。市の林野面積の 85% は私有林であり，市内 171 の林業経営体のうち 167 経営体が家族経営であることからすれば，家族経営による林業経営の確立と森林組合への作業委託の促進や公的支援の活用を含めた対応が求められています。



笠間西茨城森林組合事務所



笠間西茨城丸棒加工協同組合の木製品

2-2-4 住民による地域農林資源の活用状況

1) 観光とリンクした地域資源の活用

本市は、笠間稲荷神社をはじめ、笠間日動美術館や茨城県陶芸美術館、笠間焼、稲田みかげ石などの歴史的資源・芸術・伝統文化のほか、愛宕山や北山公園などといった魅力ある観光資源を豊富に備えています。これらは、森林や農地を含めた田園的な景観と環境を背景に育まれており、首都圏を中心とした外部からの来訪者を受け入れるには、景観や環境に配慮した持続可能な農林業の展開が不可欠です。

こうしたなか、本市では地域の特産品である栗を PR するための「かさま新栗まつり」をはじめとして、市内外から多くの来場者を集める魅力あるイベントを実施してきました。地元の特産品を活用したイベントは、市内住民だけでなく主に首都圏の都市部住民の入り込みが期待でき、今後も市内の農商観業者との連携により、継続的に実施することが望まれます。

また、市内には、食味の高い米、花き、畜産、地元原料を使った日本酒・焼酎の取組みがみられるなど、市内外への PR が期待できる農産資源があります。今後、市内外の住民の交流を促進するとともに、インバウンド（訪日外国人旅行者）効果を享受するために、市内の地域農林資源の発掘と、それを活用した交流活動の創造が求められます。



美しい笠間市の田園景観



上郷地区での交流活動（どんと焼き）

2) 滞在型市民農園「笠間クラインガルテン」の現状

本市は、市の多様な資源を生かし、都市住民への特色あるサービス提供と地域活性化を図るべく、2001 年に関東地区初の本格的な滞在型市民農園である「笠間クラインガルテン」を開設しました。笠間クラインガルテンは、宿泊施設付き市民農園 50 区画と、1 区画約 30m²の日帰り市民農園を備えるほか、農産物直売所、そば処、クラブハウス等も併設しています。現在は、市農業公社が指定管理者となり、市のグリーン・ツーリズム、二地域居住の拠点と

して重要な機能を担っています。

笠間クラインガルテンは、首都圏の利用者が多く、特に東京・千葉・埼玉の利用者で9割を占めています。また、笠間クラインガルテンを利用した後、笠間で生まれた交流を活かし、市内に移住または新たに二地域居住をするケースもこれまでに18件あります。

今後、さらに定住促進につなげるためには、本市が取り組む「笠間ファン倶楽部」や「空き家バンク」制度を通じた外部へのPRと移住への支援が求められます。また、主に首都圏の都市住民による二地域居住に対するニーズを取り込むためには、笠間クラインガルテンが「笠間型ライフスタイル」の発信の拠点として機能を発揮する必要があります。

3) 市民農園「生き生き菜園はなさか」の取り組み

本市が2007年に開園した市民農園「生き生き菜園はなさか」は、84区画からなる日帰りの市民農園です。農園では、無農薬栽培の野菜づくりを実現するための講師による栽培指導や交流イベントなど、ソフト面での充実が図られています。これらの活動により、非農業者が「農」と触れあう楽しさを体験したり、食の安全の意識を持つなど、農林業の有する役割への理解促進が期待されます。



笠間クラインガルテン



生き生き菜園はなさか

4) 住民の健康づくり・生きがいに寄与する地域資源の活用

本市は、2012年に「健康都市かさま」を宣言し、市民と行政が一体となって、保健、医療、福祉、教育、産業など様々な分野における活動と連携による市民の健康づくりに取り組んできました。一方、国は、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を求めています。今後、市民の健康づくりだけでなく、仕事を持つことによる生きがいの点からも、高齢になっても農林業に無理なく関わることができる環境づくりが求めら

れます。

このため、主に定年退職後のシニア世代や非農家住民が農林業に参画できる環境づくりを、市農業公社や普及センター等との連携により、進めていく必要があります。また本市は、自治会活動を含めて1,000以上の市民活動団体があり、市民が主体となった活動が盛んな地域です。こうした市民活動組織と、農林業関係組織との連携により、未利用となっている耕作放棄地や森林などの資源を活用した取組みが期待されます。

5) 住民による食育・農業体験の取組み

2017年に策定された「笠間市健康づくり計画」では、食育は基本目標のひとつとされ、①栄養・食生活の充実、②学校・保育所（園）等における食育、③地域の食育・食文化をきずく、の3つが施策の方向として定められています。このうち、保育所（園）、学校の給食を通じた地元産品の利用と地域交流による食育が求められています。

市が2017年11月に実施した5つの学校給食調理場の調査結果によると、地元産品の使用率は39%であり、全国平均の25.8%（文部科学省「平成28年度学校給食栄養報告調査結果」）を上回っています。引き続き、学校給食における地元産品の利用を促進しつつ、食育・農業体験に取り組んでいく必要があります。

一方、市内には地産地消PRを行う団体「笠間グルメイト」や「笠間市ヘルスリーダーの会」があり、食育や健康づくりに関する活動を行っています。また、上郷地区など、農業体験活動に取り組む地区もみられます。こうした市民レベルでの食育・農業体験活動が全市的に展開されることが期待されます。

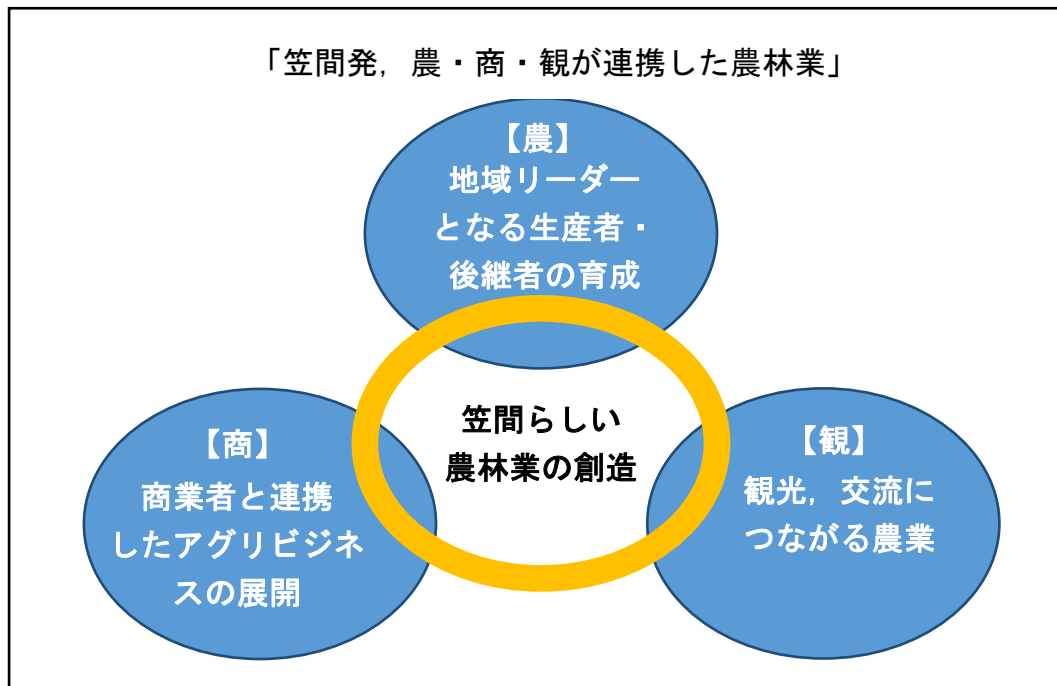
2-3 主要な課題

以下の4つの視点から笠間市農林業の主な課題を整理しました。

① 農業生産を支える基盤の確立 2-2-1
・若手農業者・新規就農者の育成 ・市内に耕作放棄地が増加。混住化した地区での栗生産環境の改善 ・地域の中心的経営体・集落営農組織の育成 ・農地中間管理機構と協力し、農地中間管理事業による農地集積・集約化
② 産地形成・販売力強化 2-2-2
・栗生産農家の生産性・収益性の向上 ・栗・小菊以外の収益性の高い作物の産地化 ・多品目生産が可能な強みを生かし野菜の生産・販売強化 ・笠間市産の木材の地産地消の推進 ・地産地消の核となる拠点施設整備（道の駅等） ・農産物のブランド化と笠間市産のPR強化
③ 農地の保全・整備と森林育成 2-2-3
・多面的機能支払交付金事業の活動の担い手の育成・非農業者の協力 ・傾斜地域を抱え、整備が遅れている笠間地区での基盤整備の推進 ・イノシシ等の鳥獣害に対する対策強化 ・山林の荒廃による景観の改善
④ 地域資源の活用 2-2-4
・首都圏に近接した強みと観光資源を生かした外来客の誘致・交流の促進 ・観光資源や芸術・歴史性を生かした農業の振興

第3章 笠間市農林業の将来

笠間市は、観光資源、自然資源に恵まれ、しかも首都圏に近接した優位性があります。このため、農・商・観の連携の強化を図りながら、相乗効果を一層発揮できる笠間らしい農林業の振興が求められます。



＜施策の柱＞

1. 農林業の足腰を強くする ～農業生産を支える基盤の確立～ 農業の中核を担う若手や新規就農者、シニア世代を含めた多様な担い手を育成します。	2. 販売力を養う ～産地形成と販売力強化による持続的農業の振興～ 栗の生産性・収益性の向上を図りつつ、多品目生産の強みを生かした新たな品目の産地化を目指します。
3. 空間をつくり育てる ～農地の保全・整備と森林育成～ 多面的機能支払活動に代表される地域住民参加型の農地保全、森林育成を目指します。	4. 強みを活かす ～地域資源の活用～ 観光資源、自然資源を生かした観光や交流につながる農林業の振興を目指します。

3-1 農林業の足腰を強くする ～農業生産を支える基盤の確立～

市農業公社と連携を図りながら、農地の集積集約化の促進により優良農地を維持するとともに、荒廃農地の解消を推進することで農業生産基盤の礎である農地を維持します。また、地域農業の中心となる経営体の確保・育成を進め、農業が地域雇用の受け皿となり、農業従事者が効率的かつ安定的な農業経営を展開するための支援を行います。

3-2 販売力を養う ～産地形成と販売力強化による持続的農業の振興～

産地の収益力や地域活力の向上に向けた取組みを展開し、安定した農業を実践できる地域形成を推進します。また、農業生産環境を守りつつ、自然と調和した持続可能な生産供給体制を目指します。

3-3 空間をつくり育てる ～農地の保全・整備と森林育成～

自然環境の保全、景観形成等の地域活動に対する支援など、農地や林地の多面的な機能を維持・保全します。

林業において、担い手の確保・育成、森林施業の合理化による林業の振興を図ります。

3-4 強みを活かす ～地域資源の活用～

余暇活動として行う農作物の栽培や、農作業を通じた教育など「農」を生活に取り入れる文化を推進し、本市が持つ観光資源・自然資源の強みを活かした都市と農村の交流を推進します。

第4章 個別的重点施策

4-1 農林業の足腰を強くする ～農業生産を支える基盤の確立～

4-1-1 農地中間管理事業等による農地の集積・集約化の促進

市農業公社や農地中間管理機構と連携を図り、中核的な担い手となる農業経営体や新規参入者が営農しやすい環境の整備を推進します。また、農地利用の最適化に向けて農業委員会等との連携により積極的な活動を推進します。

4-1-2 新規就農者と地域の中心経営体の育成支援

農業の新たな担い手として、市内外から多様な人材による新規就農を促進するとともに、地域の中心経営体として農業者を育成、支援します。市農業公社や普及センターと連携した各種研修活動の実施や、市外からの新規就農者の移住を促進するための空き家等の活用を促進します。

4-1-3 第三者継承の推進

本市では、新規就農者への助成や研修に関する各種事業を実施し、新たな人材の農業参入を支援しています。一方、市内の農業経営体の中には、家族に後継者がいないケースもみられます。こうした農業経営体が保有する農地、機械・施設や、農業技術やノウハウ、地域や顧客への信用等も併せて、家族以外の人材に引き継ぐ「第三者継承」を推進し、新規就農者の育成と担い手の確保に努めます。

4-1-4 集落営農組織の法人化の促進

地域農業の担い手となる集落営農組織の法人化への取組みを支援します。集落を基礎とした農業生産体制を整備することで、地域ぐるみによる地域資源の保全管理を推進します。

4-1-5 耕作放棄地の抑制活動支援

地区の主体的な農地保全の取組みに対する支援を行うとともに、「多面的機能支払交付金事業」「中山間地域等直接支払交付金事業」の積極的な活用を支援し、農用地の維持・管理を支援します。また、「荒廃農地等利活用促進交付金事業」を活用した、荒廃農地の抑制活動を支援します。そして、市農業公社による栗畑の再生など、耕作放棄地を活用した営農活動の実践を支援します。



市農業公社によって再生された栗畑（苗木植栽）

4-1-6 「道の駅」整備

「道の駅」とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域振興に寄与することを目的に、1993年に創設された制度で、現在全国に約1100箇所の道の駅が整備されています。

道の駅には、道路利用者のために駐車場やトイレを提供する「休憩機能」、道路利用者や地域住民のために道路及び地域情報を提供する「情報発信機能」、施設を介して地域内外の連携を深め活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」という3つの機能があります。

近年は、道の駅の地元利用客の利用が増加したことから、ニーズの変化に合わせ、制度施行当初の、駐車場などの地域通過者（物流や観光客）向け中心のサービスのみでなく、農林水産業や観光、福祉、防災、歴史文化など地域の個性や魅力を活かした様々な商品やサービス提供を前面に出した施設が多く整備されています。

本市では、地域の観光・歴史・交通などの情報と併せ、笠間ならではの、地元食文化を提供する空間を設け、地域のゲートウェイの機能を果たすことで、農商観の好循環による地域経済の活性化を図ります。

4-1-7 森林組合を核とした林業の再生

笠間市の林地管理、林業生産に大きな役割を果たす森林組合の各種事業を支援し、林業再生に取り組めます。また、森林組合による事業や、国や県の助成事業を活用し、笠間市の林業経営の多数を占める小規模な家族経営の育成を支援します。

4-2 販売力を養う ～産地形成と販売力強化による持続的農業の振興～

4-2-1 「日本一の栗産地」を目指した産地形成振興

日本一の栗産地の形成に向けて、品種それぞれの特徴を生かした品種別出荷を進め、低温貯蔵や焼き栗など、差別化商品づくりを通じたブランド化や、販売促進事業の展開に取り組めます。また、市農業公社やJA常陸等と連携し、貯蔵栗の生産・流通の強化に努め、レストランや菓子店等との連携による新たな商

品開発を支援します。その他、栗加工施設の整備についても検討していきます。

また、販売促進活動については、2015 年に女性栗生産者が結成した「かさまの栗つたえ隊6（愛称：KKT6）」を中心として、栗の販売 PR や消費者への情報提供活動等を行っており、農繁期には KKT6 をサポートして、マスコミ等での PR 活動を行う KKT6 サポーターズと協力しながら、「笠間の栗」の PR に努めます。



新栗まつりでの栗レシピコンテスト



貯蔵栗を使った焼き栗

4-2-2 環境保全型農業の推進

国の環境保全型農業直接支払交付金事業を積極的に活用し、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培等の環境保全型農業への取組みを支援します。

4-2-3 GAP 認証取得と販路拡大等支援

国内及び国外の需要者・消費者からは、農産物の取引要件として GAP*認証が求められてきており、食の安全や環境保全への関心が高まっています。このため、農産物の GAP 認証取得と、取得後の販路拡大・PR・販売促進等に向けた取組みを支援します。

*GAP：(Good Agricultural Practice：農業生産工程管理) 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのことです。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

4-2-4 コメの需給調整（経営所得安定対策事業）

平成 30 年産米から国の米政策の変更により、行政による生産数量目標の配分が行われなくなり、農業者が自ら需要に応じた生産を行うこととなりますが、茨城県農業再生協議会の「平成 30 年産以降の需要に応じた生産に係る基本方針」に基づき、今後も生産数量目標に相当する数値を示し需要に応じた生産を推進します。

また、需給バランスを確保するために、経営所得安定対策事業を活用し、主食用米から新規需要米（飼料用米・飼料用稲・加工用米等）への転換を推進するとともに、麦・大豆・野菜等の畑作物の生産を支援します。

4-2-5 新規需要米

茨城県農業再生協議会の「平成 30 年産以降の需要に応じた生産に係る基本方針」に基づき、主食用米から新規需要米（飼料用米・飼料用稲・加工用米等）への転換を推進します。

飼料用米については、特に国の助成制度を最大限に活用できる多収品種の作付を推進し、飼料用稲については、畜産農家の要望を取り入れ、良質の飼料を生産することで需要拡大に取り組めます。

また、畜産農家と連携し、飼料用稲を作付した水田に、飼料用稲を給与した家畜由来のたい肥を散布する資源循環や飼料用米のわら利用等の耕畜連携の取り組みを推進します。

4-2-6 戦略的畜産経営の推進

戦略的な畜産経営を推進するために、畜産農家と地域の関係者（農業者、流通加工業者、行政等）が一体的に結集する「畜産クラスター」の形成を支援し、耕畜連携による高付加価値な畜産商品づくりに取り組めます。

4-2-7 6次産業化推進と「笠間アグリビジネスネットワーク協議会」の活性化に向けた支援

加工・販売部門の導入による6次産業化への取り組みを支援し、アグリビジネスの構築による農業経営の安定化を図ります。そのため、生産者や商工業者との連携を推進する組織として「笠間アグリビジネスネットワーク協議会」を位置づけ、同協議会による活動を通じた情報交換や生産者と実需者のマッチングを支援します。



笠間アグリビジネスネットワーク協議会によるPR活動 同協議会による生産者と実需者のマッチング活動

4-2-8 農産品ブランド形成とPR強化、地産地消推進

笠間市産のブランドイメージ向上のために、市内で生産された優れた農産品を認証する「かさまの粋」認証制度を活用し、農産品の差別化を行い、かつ「かさまの粋」の認証品をPRしていきます。また「笠間市健康づくり計画」で目標とする学校・保育所（園）等における食育、さらに食文化伝承、地場農産物振興拡大に取り組めます。

4-2-9 学校給食への地場産農産物の活用

本市における地場産農産物の活用の取組みとして、市内の学校給食で笠間市産コシヒカリが使用されています。市内の学校・保育所（園）における地産地消推進の取組みである「かさまの日」の実施等，食育や農業体験を通じたさらなる地場農産物の活用や，笠間市学校給食センターとの連携による学校給食への供給品目の拡大に取組みます。また，JA 常陸等の農業団体，出荷団体などと連携し，学校給食に地場農産物を安定的に供給する体制づくりを行います。

4-2-10 笠間市産の木材，林産物の販売促進

森林組合や笠間西茨城丸棒加工協同組合等との連携により，市内の公共施設等での笠間市産の木材の利用を促進します。また，広葉樹林の育成や鳥獣害対策，竹林の適正な管理によって，林産物の販売を促進します。



地元木材を使った木製の園芸ポット

4-2-11 輸出促進の取組み

茨城県及び日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し，輸出の取組みについて学ぶ研修会や商談会情報を提供するなど，GAP の取得と併せて輸出促進を図ってまいります。

4-3 空間をつくり育てる ～農地の保全・整備と森林育成～

4-3-1 多面的機能の維持・発揮のための活動支援

2017 年度に市内 38 地区で行われている「多面的機能支払交付金事業」による地域資源保全活動を支援するとともに，新たな地区での取組みを促進します。また，活動組織の構成員の高齢化が進んでいることから，非農家の地域住民も含めた新たな担い手となる人材を育成します。

4-3-2 農道・林道の維持管理及び整備

大規模化や農地活用を進めるうえで重要な要素となる農林地へのアクセス性

を向上させるために、農道・林道の維持管理及び整備を進めます。

4-3-3 土地改良事業の推進

稲作経営の大規模化に対応するために大型機械の導入を可能とする圃場・農道整備や、圃場の大区画化及びパイプライン化を推進します。

また、土地改良法の改正により機構関連事業が新たに創設され、農業者の費用負担や同意が無くても事業が実施できるものとなっており、農業者にとって有利な制度であることから、積極的に推進してまいります。



天神の里のビオトープづくり



ビオトープでの地域活動

4-3-4 農業用施設の維持管理

早くから行われた圃場整備地区等において、老朽化が進む水路等の農業用施設の更新、補修を進めます。「多面的機能支払交付金事業」による活動を通じて、地元住民が主体となった施設保全、維持管理活動を支援します。

4-3-5 森林整備

木材の生産機能、自然環境の保全などの公益的機能を高めるため、造林、育林、間伐等を促進し、効率的な林業施業を図るための林道等の整備を推進します。また、茨城県の森林湖沼環境税をはじめとする国や県の制度を活用した間伐等の事業を導入し、市内に所在する水源かん養保安林や林地の管理を促進します。

4-3-6 観光に資する田園・里山の景観保全

本市には全国的に認知されている「笠間稲荷神社」、「笠間焼」などの観光・文化資源や、「笠間県立自然公園」、「吾国愛宕県立自然公園」の2つの県立自然公園があり、観光客の一定の入り込みが期待できます。活力ある農林業によって培われる美しい田園や里山の風景は、「景観」として一体的な魅力を創出します。笠間らしい景観は、海外や首都圏などからの観光客を呼び込むうえで貴重な資源であり、それらを活かすべく農林業景観の保全・育成を行います。観光客による観光拠点への移動や散策、農林業体験活動などを通して、四季の移り変わりが楽しめるよう森林での広葉樹林の育成や、地域ぐるみによる農地景観保全活動を支援します。

4-3-7 鳥獣被害防止活動

市内で増加しているイノシシ等鳥獣害に対応するために、市による鳥獣被害防止地域支援事業、多面的機能支払交付金事業等を活用した防護柵等の獣害被害対策施設の設置を進めるほか、地元猟友会や自治会等の地域住民、民間企業等とも連携を図りながら地域ぐるみの鳥獣被害防止活動を支援します。



箱ワナを使ったイノシシの捕獲

4-4 強みを活かす ～地域資源の活用～

4-4-1 市民農園「生き生き菜園はなさか」の運営

2007 年に開園した市民農園「生き生き菜園はなさか」を運営し、市民による健康づくりや農業体験の場としての活用を図ります。

4-4-2 滞在型市民農園「笠間クラインガルテン」利用者の活動支援

首都圏を中心とした都市住民と地元住民による農業体験・交流の拠点として滞在型市民農園「笠間クラインガルテン」を位置づけ、市農業公社と連携して利用者の二地域居住や移住を支援します。



クラインガルテン利用者による交流活動

4-4-3 定年帰農者の新規参入促進と営農活動への支援

新たな担い手として定年帰農者の新規参入を促進するため、市農業公社や普及センター等と連携した各種研究活動や、農地斡旋を支援します。また、小ロットでも販売が可能な農産物直売所やイベントでの個別出荷、複数の就農者による共同出荷を支援します。

4-4-4 学校教育における農業体験・学習の促進

学校教育における総合的な学習の時間や課外活動等での農業体験・学習を支援します。また、給食における食育活動との連携を図ります。



児童の農業体験活動

4-4-5 市民の健康づくりや食育、福祉に資する農林業の展開

市民農園や援農、農業体験・森林体験などを通じて、市民が楽しみながら農業にふれあう機会や適度な作業と運動を行う機会を創出し、健康づくりや食育を推進します。また、働き手が減少している農業と働く機会の創出による農福連携を構築し、障がい者による農業での就労や、高齢者のリハビリテーション、生きがいづくりなど、福祉に資する農林地の活用を図ります。

4-4-6 「笠間焼」・「稲田みかげ石」と連携した農林業の展開

全国的にも知名度の高い「笠間焼」や「稲田みかげ石」と連携し、現在は十分に享受できていないインバウンド、すなわち海外からの観光客の入り込みを促進するために、「笠間焼」や「稲田みかげ石」で笠間の農産物を楽しんでもらうなど、笠間固有の地場産業と連携した農林業の展開を支援します。



笠間焼を使ったバーニャカウダポット

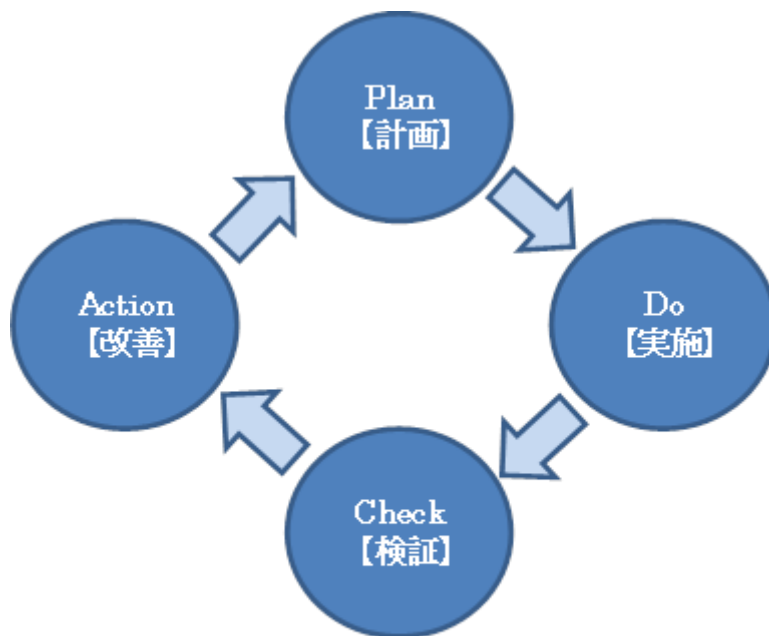
第5章 計画の推進に向けて

5-1 施策評価による進行管理

農林業振興基本計画の推進に向けては、「笠間市第2次総合計画将来ビジョン」との整合性を図りながら、各種の施策を推進してまいります。また、計画の推進に向けた進行管理を行うために、笠間市農政推進協議会をはじめとする、関係機関と連携してまいります。

本計画の目標年は2027年度としていますが、農業政策をめぐる状況は、国や県等の施策の変化や時間の経過とともに変化します。このため、振興計画の進捗状況を把握するとともに、各種の状況の変化を踏まえながら、年度ごと、PDCAサイクルにより本計画の検証を行ってまいります。

また、本計画の推進には、多面的機能支払交付金事業を活用して農業者、非農業者が地域資源保全活動に協働で取り組んでいる住民組織と、行政、関係機関等が連携し、取り組む必要があります。また、市内の各地区が主体的に活動できる組織づくりが必要です。そのための支援や地域リーダーの育成を行います。



PDCA サイクル